

**関東森林管理局 令和3年度 保護林管理委員会
議事概要**

日時：令和3年11月12日（金）13時30分～16時00分

場所：関東森林管理局 5階 中会議室（群馬県前橋市）及びWeb開催

（1）令和2年度森林計画樹立箇所の保護林モニタリング調査結果等について

（ニホンジカ被害）

- ・生態系のバランスが崩れないよう、保護林等におけるニホンジカ対策についても検討していく必要がある。

（雄国沼湿原希少個体群保護林の乾燥化について）

- ・乾燥化を防ぐ根本的な対策を講じるというのは難しいと思うが、モニタリングを続けて原因を特定していくことが大切である。

（那須街道アカマツ遺伝資源希少個体群保護林の一部解除について）

- ・今回解除の箇所については、20年程前からほぼ広葉樹しか生育していないため仕方がないことだと思う。保護する樹種等が残っているところはしっかり守って欲しい。

（2）令和2年度緑の回廊モニタリング調査結果について

- ・ナラ枯れ被害やマツ枯れ被害が発生していることからモニタリングでドローンを活用するなど、細やかに発生や前線を把握して欲しい。
- ・緑の回廊三国線周辺では特にニホンジカの増加が顕著であると聞いているので、注視して欲しい。
- ・群馬県北部のみなかみ町付近でナラ枯れ被害が進行しており注視して欲しい。

（3）小笠原諸島森林生態系保護部会報告について

- ・外来種の根絶は大変難しい問題だと思うが、海外で行われている手法等も検討し、明確な防除計画を策定することが必要である。
- ・林野庁だけではなく、東京都、環境省とも連携してしっかり対策をして欲しい。

（4）保護林・緑の回廊における利活用等案件について

（電源開発（株） 高圧電線路貸付区域見直しについて）

- ・伐採した箇所で地山が露出してしまっている場所があるため、関係機関に申し入れる等配慮すること。

（5）緑の回廊における再生可能エネルギー施設等に係る基準の明確化について

- ・評価項目に特定の種を設定するのは大切だが、逆にそれさえ守れば林地開発行為ができるという解釈になってしまうことを危惧している。方針では、地形の変化や保全など、全体的に留意する部分への観点が抜けてしまっているように思う。緑の回廊で再生可能エネルギー施設を設置する際に、全体でどのようなプロセスがあり、どういうチェックが入るのかについて、回廊の方針で示して欲しい。

- ・事業者には、開発前の事前調査とともに、事後の影響のモニタリング調査をきちんと実施して欲しい。
- ・評価方針中の調査すべき種については、時間経過で変化していくと思うので、変更が生じれば見直しをするなど、形骸化しないようにして欲しい。
- ・緑の回廊ごとに、方針を作成していくためには、何を調べなければいけないのかという情報を各委員に協力いただき局に集約することが必要。
- ・できるものならばなるべく具体的な数字や状況、客観的に対比できる情報などを入れていくことが求められるのではないかと。
- ・行動圏は種や地域・地形により異なるため一概に数字を出しづらいが、調査は業者側の努力や精度により偏りが出る懸念がある。安全面を考え、広めに取る等の保守的な対応をしてもらおうという考え方もある。
- ・「マイクロハビタットを破壊しない」の留意事項等に水の流れを変えない等の記載があるが、希少種が確認される場所とは違う場所で起こった行為の影響が及ぶ懸念があるので、その場所を見るだけでなく全体の水の流れ等にも配慮した調査項目を整理して、事業者に注意点がわかるようになるとよい。
- ・再生可能エネルギー施設だとコウモリによるバットストライクが多いため、コウモリの調査自体も難しいと思うが、きちんと行われるよう調査項目に盛り込んで欲しい。

(6) その他 今後の予定等について

- ・特段の意見なし